

グループホーム まいはあと

重要事項説明書

1 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 医療法人財団弘慈会 |
| (2) 法人所在地 | 宮城県栗原市若柳字川北堤下27番地 |
| (3) 電話番号 | 0228-32-4790 |
| (4) 代表者 | 理事長 石橋 侑子 |
| (5) 設立年月日 | 昭和62年8月1日 |

2 事業の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 地域密着型認知症対応型共同生活介護
地域密着型介護予防認知症対応型共同生活介護 |
| (2) 事業の目的 | 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する機能に応じ可能な限り自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とする。 |
| (3) 事業所の名称 | 医療法人財団弘慈会
グループホーム まいはあと
平成15年4月1日 宮城県第0471300350号 |
| (4) 事業所の所在地 | 宮城県栗原市若柳字福岡谷地畑浦88番地 |
| (5) 電話番号 | 0228-35-3755 |
| (6) 管理者 | 佐藤 実樹 |
| (7) 運営方針 | 本事業は、施設の公的・社会的責務を自覚し、利用者が明るく、楽しく、安らかに生きがいのある老後の生活ができるよう、次の方針を持って運営する。
1 明るい家庭的な雰囲気のあるホーム
2 孤独感のないホーム
3 張り生きがいのあるホーム
4 開かれたホーム |
| (8) 開設年月日 | 平成15年4月1日 |

3 施設の概要

- | | | |
|-----------|---------------|----------------|
| (1) 敷地面積 | 6, 047. 10 | m ² |
| (2) 建物構造 | 木造平屋建て | |
| (3) 延べ面積 | 1, 095. 81 | m ² |
| (4) 利用定員 | 27名 | |
| (5) 居室の種類 | 全室個室（和室・洋室あり） | |
| (6) 主な設備 | ①食堂 | 各棟1室 |
| | ②キッチン | 各棟1室 |
| | ③リビングルーム | 各棟1室 |
| | ④浴室 | 各棟1室 |

4 職員の配置状況

(1) 主な職員の配置状況

- | | |
|-----------|-------------|
| ① 施設長 | 1名（兼務） |
| ② 管理者 | 1名（兼務） |
| ③ 介護支援専門員 | 1名以上（兼務） |
| ④ 計画作成担当者 | 各棟1名（兼務） |
| ⑤ 介護職員 | 21名（常勤換算）以上 |

(2) 職員の勤務体制

- | | | |
|-----------------|------------|------|
| ① 施設長 | 9:00～18:00 | 4週8休 |
| ② 管理者 | } | 4週8休 |
| ③ 介護支援専門員 | | |
| ④ 計画作成担当者及び介護職員 | | |

※変形労働時間制によるものとし、1日8時間、週40時間とする。

- ⑤ 介護職員（パート）

※変形労働時間制によるものとし、1週間の労働時間は4週を平均として30時間以内とする。

5 サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

① 食事

・栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。

・食事はできるだけ利用者とともに調理・片付けを行います。

朝食・・・7:30～ 昼食・・・12:00～ 夕食・・・17:30～

- ② 排泄
 - ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
- ③ 入浴
 - ・利用者の身体状況に合わせ、基本的に週2回入浴の援助を行います。
- ④ 離床、着替え、整容等
 - ・寝たきり防止のため、出きる限り離床に配慮します。
 - ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
 - ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。
 - ・シーツ交換は、週1回行います。
- ⑤ 機能訓練
 - ・利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
- ⑥ レクリエーション
 - ・利用者の状況に適合した集団的に行うレクリエーションや歌・体操、季節に合った行事、趣味活動等を実施します。
- ⑦ 健康管理
 - ・利用者の健康状態の把握に努めます。また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。
- ⑧ 相談及び援助
 - ・当施設は、利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
- ⑨ 社会生活上の便宜
 - ・行政機関に対する手続きが必要な場合には、利用者及び家族の状況によっては、代わりに行います。

(尚、諸手続きにかかる費用は実費となります。)

(2) 介護保険給付対象とならないサービス (利用料金の全額を利用者が負担)

- ① 理容
 - ・外出が難しい場合は、理容師による訪問理髪サービスへの連絡の代行を行います。
費用は顔そり1,000円、理髪2,000円となります。
- ② 日常生活品の購入代行
 - ・利用者及び家族で購入が難しい場合は、購入代行を行います。
あらかじめお小遣いをお預かりさせて頂く場合があります。
- ③ クラブ活動及びレクリエーション等使用されます材料費

6 利用料

(1) 基本利用料金 (円/日)

項目		要介護度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) (介護保険適用負担額)			749	753	788	812	828	845
食費	朝食	350						
	昼食	450						
	夕食	450						
	合計	1,250						
家賃		650						
水道光熱費		650						
医療連携体制加算(Ⅰ)イ (介護保険適用負担額)		57						
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (介護保険適用負担額)		22						
小計	1日あたり	3,378	3,382	3,417	3,441	3,457	3,474	
協力医療機関連携加算(Ⅰ) (介護保険適用負担額)		100/月						
生活機能向上連携加算(Ⅱ) (介護保険適用負担額)		200/月						
科学的介護推進体制加算 (介護保険適用負担額)		40/月						
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)		10/月						
合計	1ヶ月(30日)	101,690	101,810	102,860	103,580	104,060	104,570	

※1 各種加算項目(介護保険適用負担額)

- 入院時費用**: 医療機関へ入院後3ヵ月以内に退院が見込まれる利用者が再入居できる体制を整えます。 **1ヵ月6日を限度1日246円**
- 看取り介護加算**: 医師により回復の見込みがないと判断された利用者で本人及び家族がホームでの看取りを希望された場合、医師、看護師、介護職員と連携を取りながら家庭的な環境のもとで最期を迎えることができる

ようにします。

死亡日以前31日～45日	1日	72円
死亡日以前4日～30日	1日	144円
死亡日前日及び前々日	1日	680円
死亡日	1日	1,280円

- 初期加算：入居した日から30日間のみ **1日30円**

※医療機関に1ヵ月以上入院し、再入居する場合も初期加算あり。

- 協力医療機関連携加算（Ⅰ）：協力医療機関との間で、利用者等の同意を得て、当該利用者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的で開催します。利用者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している。また、高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保している。

1ヵ月100円

- 医療連携体制加算（Ⅰ）イ（Ⅰ）ロ（Ⅰ）ハ（Ⅱ）：事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上配置している。事業所の職員である看護師、又は病院の看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保している。また、重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意をいただきます。

（Ⅰ）イ1日57円（Ⅰ）ロ1日47円（Ⅰ）ハ1日37円（Ⅱ）5円

- 退居時情報提供加算：医療機関へ退居する利用者等について、退居後の医療機関に対して利用者等を紹介する際、利用者等の同意を得て、当該利用者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供します。

1人につき1回限り250円

- 退居時相談援助加算：利用期間が1ヶ月を超える利用者及び家族等に対して、退居後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、利用者の同意を得て、退居の日から2週間以内に退居後の居宅地を管轄する市町村に対して必要な情報を提供します。

1回を限度に400円

- 認知症専門ケア加算（Ⅰ）：日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の割合が2分の1以上である。

認知症介護に係る専門的な研修を修了した者を1名以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している。また、事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術指導に係る会議を定期的実施します。

1日3円

- 認知症チームケア推進加算（Ⅱ）：日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の割合が2分の1以上である。

認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。

対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等のチームケアを実施していること。

認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直しを実施します。

1ヶ月120円

- 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）**：利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。

見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。

1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータのオンラインでの提出を行なうこと。

1ヵ月10円

- 生活機能向上連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）**：利用者に対してリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師が、施設を訪問した際に、計画作成担当者が医師と利用者の身体状況等の評価を共同して行い、かつ生活機能の向上を目的とした介護計画を作成し、医師と連携し、介護計画に基づく介護を行います。 **（Ⅰ）1ヵ月100円（Ⅱ）1ヵ月200円**

- 口腔衛生管理体制加算**：歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言や指導を月1回以上受けそれに基づき利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成します。 **1ヵ月30円**

- 科学的介護推進体制加算**：利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出、必要に応じて介護計画を見直し、必要な情報を活用します。 **1ヵ月40円**

- 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）**：所定単位数の18.6%を加算
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）：所定単位数の17.8%を加算
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）：所定単位数の15.5%を加算
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）：所定単位数の12.5%を加算
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）～（14）

：現行の3加算の取得状況に基づく加算率となります。

- 若年性認知症利用者受入加算：64歳以下の利用者ごとに個別に担当を定めニーズに応じたサービス提供を行います。 **1日120円**

※2 職員の配置・勤務状況により、下記の加算内容及び料金が変わる場合があります。事前に説明させていただきますのでご了承下さい。

- サービス提供体制強化加算（Ⅰ）：1日22円

- ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上である。
- ②勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上である。

- サービス提供体制強化加算（Ⅱ）：1日18円

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である。

- サービス提供体制強化加算（Ⅲ）：1日6円

- ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である。
- ②職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上である。
- ③利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち、勤続年数7年（一部3年）以上の者の占める割合が30%以上である。

※ 一定以上の所得のある方は、介護サービス費の負担割合が2割または3割になります。

(2) その他

通院時の受診料や薬代、理美容費、行事参加費、おむつ代など日常生活で必要な費用は自己負担となります。

(3) 利用料金の支払方法について

原則として、毎月15日頃までに前月分の利用料金の請求書を送付いたしますので、25日までに窓口にて納入下さい。

尚詳細については利用者と事業所が協議し決定いたします。

(4) 利用料金の支払期間について

原則として、請求日より3ヶ月間滞納された場合につきましては、退居していただくこととなります。

7 協力医療機関

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において治療や入院治療を受けることができます。

(1) 協力医療機関

- ① 医療機関の名称 石橋病院
- ② 所在地 宮城県栗原市若柳字川北堤下27番地
- ③ 診療科 内科、呼吸器科、整形外科、リウマチ科、緩和ケア科、精神科、老年精神科、リハビリテーション科

1 1 地域との連携について

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- (2) 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員等により構成される協議会を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- (3) 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

1 2 施設利用の留意事項

(1) 来訪・面会

来訪者は、面会簿を記入しその都度職員に届け出て下さい。

(2) 宿泊

宿泊される場合には、宿泊許可申請書を記入し必ず許可を得て下さい。

(3) 外出・外泊

外出・外泊の際には、必ず行き先と帰宅時間を外出外泊申請書に記入し職員に申し出て下さい。

外出・外泊時の利用者の様子を帰設後、職員に報告して下さい。

(4) 居室・設備・器具の利用

施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。

また、上記以外の各居室内の修繕については、退居時、または入居中であっても経年化に伴う修繕の必要性を当施設、または利用者及び家族が判断した場合、ご相談の上入居時の状態を基準として修繕を実施致します。その際事前に修繕内容、見積もり金額を双方で検討し費用については当施設と利用者との負担とさせていただきます。

尚、業者の選定については当施設へ一任頂いております。

(5) 喫煙・飲酒

喫煙及び飲酒は、利用者・家族・主治医と相談したうえ適量を決められた場所でのみ可能です。

(6) 迷惑行為等

騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにして下さい。

(7) 宗教活動・政治活動

施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。

(8) 動物飼育

施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りいたします。

1.3 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の予防及びまん延の防止のための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指示を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 当施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知します。
 - ② 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のため研修及び訓練を定期的に実施します。

1.4 業務持続計画の策定について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスを継続するための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行う、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.5 第三者評価の実施状況

- | | |
|-----------------|---------------------|
| (1) 第三者評価の実施 | 有 |
| (2) 実施した直近の年月日 | 令和6年11月14日 |
| (3) 実施した評価機関の名称 | NPO法人一万人市民委員会宮城県民の会 |
| (4) 評価結果の開示状況 | WAMNET（ワムネット）上に掲載 |

1.6 虐待の防止について

当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その

結果について従業者に周知を図ります。

(2) 虐待防止のための指針を整備します。

(3) 従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

(4) 前3項に掲げる措置を適正に実施するための担当者を設置します。

1.7 身体拘束について

当施設は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、利用者又は身元引受人に、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等を説明し、記録をするとともに、解除することを目標に観察、再検討を行います。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(2) 身体的拘束等の適正化の指針を整備します。

(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

付 則 この重要事項説明書は、令和5年8月1日から施行する。

付 則 この重要事項説明書は、令和6年4月1日から施行する。

付 則 この重要事項説明書は、令和6年6月1日から施行する。

付 則 この重要事項説明書は、令和6年8月1日から施行する。

付 則 この重要事項説明書は、令和7年1月1日から施行する。

付 則 この重要事項説明書は、令和7年4月1日から施行する。

付 則 この重要事項説明書は、令和7年7月1日から施行する。

付 則 この重要事項説明書は、令和7年8月1日から施行する。

付 則 この重要事項説明書は、令和7年12月1日から施行する。

付 則 この重要事項説明書は、令和8年1月5日から施行する。

私は、本書面に基づいて事業所の職員（職名_____氏名_____）から
上記重要事項の説明を受け確認及び同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

身元引受人 住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____